社会資本の整備促進を求める意見書

当県は、県内の広範囲で極めて甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風等による 災害を踏まえ、国、県及び市町村等が連携し、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」 や「福島県緊急水災害対策プロジェクト」などによる総合的な防災・減災対策に集中的 に取り組んでいる。

近年の頻発化、激甚化する自然災害に備え、安全で安心な社会を実現していくためには、河道掘削や伐木を始め、緊急輸送路の防災対策や土砂災害対策など、様々な防災・減災、国土強靭化の取組を集中的に進めていくことが必要である。また、東日本大震災からの復旧・復興事業を最優先に進めるとともに、当県の復興を成し遂げるためには、県内全域での人と地域のつながりが大きな原動力となることから、県土全域の将来像を見据え、地方創生を支える社会資本の整備が求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを 守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業(補助事業や社会 資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)の財源を十分に確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後においても、国土強靱 化に関連する取組を更に加速するための必要な制度の構築や十分な財源の確保に努め ること。
- 3 令和2年度で終了とされている「緊急自然災害防止対策事業債」について、防災・ 減災事業推進のため、令和3年度以降も支援を継続すること。
- 4 東日本大震災からの復旧・復興事業について確実に完了を図るとともに、復興の進展に伴い、新たに発生した課題に対応するための財源を十分に確保すること。
- 5 「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、長寿命化対策に要する財源 について十分に確保するとともに、令和3年度で終了とされている「公共施設等適正 管理推進事業債」について、令和4年度以降も支援の継続と更なる制度の拡充を図る こと。
- 6 大規模災害等に備え、地方整備局等の体制充実や強化について努めること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

衆 院 長 議 議 参 議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 大 総 務 臣 宛て 務 財 大 臣 臣 国 土 交 通 大 復 興 大 臣